

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

介護業界に「時間制正社員」導入企業出現 1年以上のパート勤務で選択可能

10月の有効求人倍率が1.55倍と、43年9カ月ぶりの高水準をマークした。景気の好調ぶりを表しているとともに、業種によっては人材確保が難しくなっている。

中でも深刻なのが介護業界。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に控え、有効求人倍率は3倍以上となっている。そうした現状を打破するため、短時間正社員制度をアレンジした「時間制正社員制度」の導入を決めたのが、パナソニックエイジフリーだ。

対象者は、1年以上パートタイマー勤務をした介護職員。週20時間以上の勤務が必要だが、パートタイマーと同様に勤務時間を選択できる。気になる賃金は正社員と同水準で、退職金制度も適用される。だから育児や介護が一段落した後に働き方をチェンジすることも可能。同社は「キャリアを途切れることなく築くことができ、能力・経験に応じて適切な処遇が受けられる」とコメントしている。

企業側が「キャリアアップ助成金」を申請できるのも見逃せない。パートタイマーを短時間正社員に転換、もしくは新規に短時間正社員を雇用すれば1人目は20万円、2人目以降は10万円が支給されるのだ(1年度で10人まで)。現在の組織を活かしながら事業拡大を図るには最適な制度ではないだろうか。

税務会計

「不動産の使用料等の支払調書」 年中の支払金額合計が15万円超

支払調書とは、特定の支払いをした事業者が、その明細を書いて税務署に提出する書類のことだが、その一つに「不動産の使用料等の支払調書」がある。この「不動産の使用料等の支払調書」を提出しなければならないのは、不動産、不動産の上に存する権利、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価の支払などをする法人と不動産業者である個人となる。ただし、不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる人は、提出義務がない。

「不動産の使用料等の支払調書」の提出範囲は、同一人に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるものだが、法人に支払う不動産の使用料等については、権利金、更新料等のみ提出する必要がある。したがって、法人に対して家賃や賃借料のみ支払っている場合は、支払調書の提出義務はない。また、敷金や保証金については基本的に返還されるものであるため提出義務はないが、敷金や保証金が返還されないことが確定した場合には、支払調書を提出する必要がある。

なお、不動産の使用料等には、(1)地上権、地役権の設定あるいは不動産の賃借に伴って支払われるいわゆる権利金、礼金、(2)契約期間の満了に伴い、又は借地の上にある建物の増改築に伴って支払われるいわゆる更新料、承諾料、(3)借地権や借家権を譲り受けた場合に地主や家主に支払われるいわゆる名義書換料、のようなものも含まれる。

今週のキーワード

短時間 正社員制度

フルタイムよりも短時間で働く社員を支援する制度。厚労省の定義によれば、「無期労働契約を締結」し、「時間あたりの基本給や賞与、退職金などの算定方法も同種のフルタイム正社員と同等」にしなければならない。育児や介護などさまざまな制約がある人にとっては働きやすい制度だが、組織内の周知も徹底する必要がある。